

仕様書

件名：令和８年度 市内保育所等精白米購入

1. 一般共通事項

1. 1 概要

本仕様書は、宮城県岩沼市（以下「本市」という。）内保育所等給食で提供する３歳以上児米飯無償提供および公立保育所（未満児分を含む）で使用する精白米の購入に関して適用する。

1. 2 納入場所

市内保育所（園）、認定こども園、幼稚園（以下、保育所等という。）

- ①岩沼市立東保育所（岩沼市玉浦西四丁目１－２）
- ②岩沼市立相の原保育所（岩沼市相の原二丁目６－４１）
- ③岩沼市立西保育所（岩沼市栄町一丁目２－１８）
- ④岩沼保育園（岩沼市桜二丁目３－２）
- ⑤竹駒保育園（岩沼市本町２－１９）
- ⑥岩沼北保育園（岩沼市相の原一丁目３－３７）
- ⑦ほのぼの保育園（岩沼市中央三丁目７－１６）
- ⑧ひよこ園（岩沼市たけくま一丁目２６－８）
- ⑨J's 保育園岩沼（岩沼市中央四丁目３－１）
- ⑩チアフルこども園（岩沼市三色吉字中ノ原７５－６）
- ⑪岩沼はるかぜこども園（岩沼市押分字水先５－６）
- ⑫岩沼西こぼと幼稚園・ぶどうの木保育園（岩沼市松ヶ丘一丁目１０－２）
- ⑬岩沼こぼと幼稚園（岩沼市桜三丁目８－１５）
- ⑭岩沼南こぼと幼稚園（岩沼市桑原四丁目１０－６）

1. 3 納入期間

自 令和８年４月 １日

至 令和９年３月３１日

2. 購入品

購入品は別紙「購入品一覧」の規格とする。

また、不作等の理由により購入品一覧にある品が納入困難な場合は、担当課職員と協議して購入品を決めることとする。

3. 予定数量

予定数量は別紙「購入品一覧」のとおりとする。ただし、保育所等での精白米の使用量の変動により予定数量が変動することから、本契約における数量を保証するものではない。

4. 納入方法

- (1) 納入に当たっては、毎月、本市からの発注を受けたのち、発注書のとおり1. 2に示す納入場所に納入すること。
- (2) 納入日時は、平日8時30分から16時30分の間を基本とするが、詳細日時は事前に保育所等と調整を行うこと。
- (3) 1袋当たりの入り数は、5kgまたは10kgとする。
- (4) 月当たりの納入回数は、保育所等の状況に応じ、1～3回とする。
- (5) 納入後は、速やかに納品書を手交すること。
- (6) 納入にあたっては、安全に十分配慮すること。

5. 検収

受注者は、納入時に各保育所等の職員が行う検収を受け、これに合格しなければならない。なお、検収は本仕様書に定めるとおり、また、毎月行う発注のとおりに納入されていることの確認を行う。

6. 契約代金額の支払条件

契約代金額の支払いは、各月1回まで請求できるものとする。なお、各請求時点における納品書を確認し、受注者は納入実績に応じた適切な請求書を本市に提出するものとする。ただし、1. 2納入場所の①から③の施設については、各施設毎に請求書を提出すること。なお、当該請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

7. 契約方式

単価契約方式とする。なお、契約条項については物品購入契約書(単価契約)による。

購入品一覧

番号	品目	規格	単位	数量	備考 (参考型式)
1	精白米(一等米)	岩沼産ひとめぼれ 令和7年度産又は令和8年度産	kg	8,300	【同等品不可】